

旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針 修正内容

修正後	修正前
<p>p 22</p> <p>11 適切な休養の設定</p> <p>休養日及び活動時間については、<u>ガイドライン</u>に準じて</p> <p>(1) 週当たり2日以上の休養日を設ける。</p> <p>(2) 1日の活動時間は、長くても平日で2時間程度、学校の休業日は原則として3時間程度とし、<u>週当たりの活動時間は1.1時間程度の範囲内とする。</u></p>	<p>p 22</p> <p>11 適切な休養の設定</p> <p>休養日及び活動時間については、<u>「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)</u>に準じて、</p> <p>(1) 週当たり2日以上の休養日を設ける(<u>平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)</u>)</p> <p>(2) 1日の活動時間は、長くても平日で2時間程度、学校の休業日は原則として3時間程度とする。</p>